

社会福祉法人 路交館 役員等報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 路交館（以下、「当法人」という。）の定款第8条及び第21条ならびに定款施行細則第7条規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的として、社会福祉法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事とは、定款第一五条第1号に基づき置かれる者をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、路交館職員を兼務する者であって、職員としての職責以外に理事としての責務を特段に負う者として、理事会で認められた者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 監事とは、定款第一五条第2号に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第六条及び定款施行細則第3条に基づき置かれる者をいう。
- (7) 前六号をまとめて役員等という。
- (8) 報酬とは、職務遂行上の対価として役員等が受けとる財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬は、当法人の役員等としての職務遂行の対価に限られ、この法人の職員として受け取る財産上の利益を含まない。
- (9) 費用とは、職務遂行にともない発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤理事に対して、職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事であって、税理士又は公認会計士の資格を有する者に対し報酬を支給する。
- 3 前二項の規定に該当しない役員等は、無報酬とする。

(報酬の額の算定方法)

第4条 全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。

- 2 全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 常勤理事の報酬月額は、別表1に定める額とする。
- 4 報酬支給対象となる監事の報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 理事会等開催時の参加交通費及び出張時の旅費については「社会福祉法人路交館 旅費規程」に準じて取り扱う。

2 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって法人の報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

この規程の改正は、2017年9月30日から施行する。

この規程の改正は、2018年4月1日から施行する。

この規程の改正は、2019年10月11日から施行する。

この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。

別表1 常勤理事に対する報酬

理事長	月額15万円
-----	--------

別表2 監事のうち税理士又は公認会計士の資格を有する者に対する報酬

1日につき（2時間以内）	20,000円
業務時間が2時間を超えたとき（超えた1時間につき）	10,000円